

# 試験問題

会社名: \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 1. | 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。              | × |
| 2. | 一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。 | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。                                  | ○ |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。    | × |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。                        | ○ |
| 6. | 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が定めた標準運送約款と同一の運送約款を適用しようとする場合は、認可を受けなくてもよい。                | ○ |
| 7. | 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。                     | ○ |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。          | ○ |
| 9. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送を行わなければならない。                       | × |

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者又はこれに準ずると認められる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。	×
13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。	×
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
17. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。	○
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。	×
20. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者(氏名及び住所を明らかにする者)に対して、遅滞なく謝罪しなければならない。	×

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを交付した日から1年間保存しなければならない。	×
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるときは車掌を乗務させなければ、旅客の運送の用に供してはならない。	○
23. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。	○
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。	×
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。	○
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなくてはならない。	○
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を3年間保存しなければならない。	○
28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。	○
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から3年間保存しなければならない。	×
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。	○
33. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、運行管理者の業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。	○
34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。	×
35. 輸送実績報告書は、毎年5月31日までに報告しなければならない。	○
36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は1週間につき3回以内が目安である。	×
37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的の一つとしている。	○
38. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)について、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。	○
39. 死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○
40. 自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	×